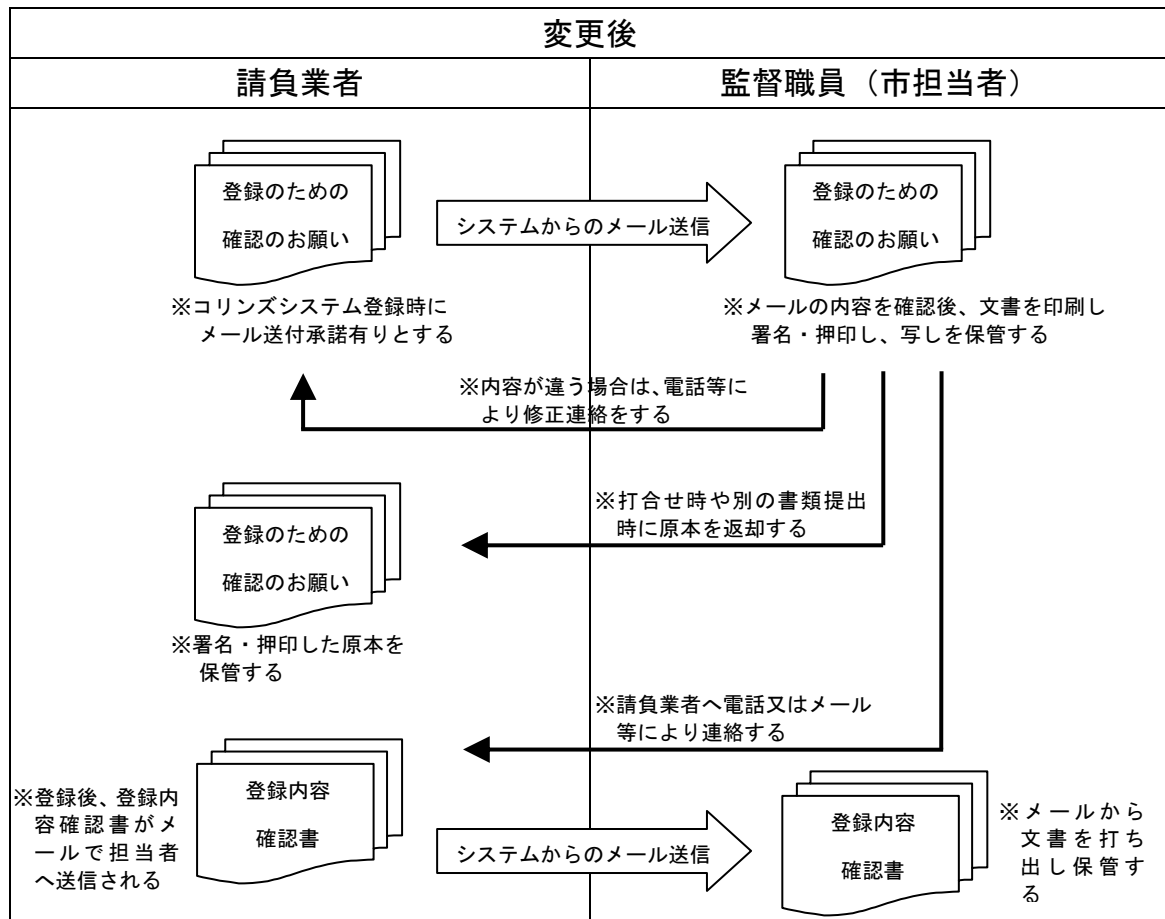


コリンズ登録内容確認の事務処理の取り扱いについて

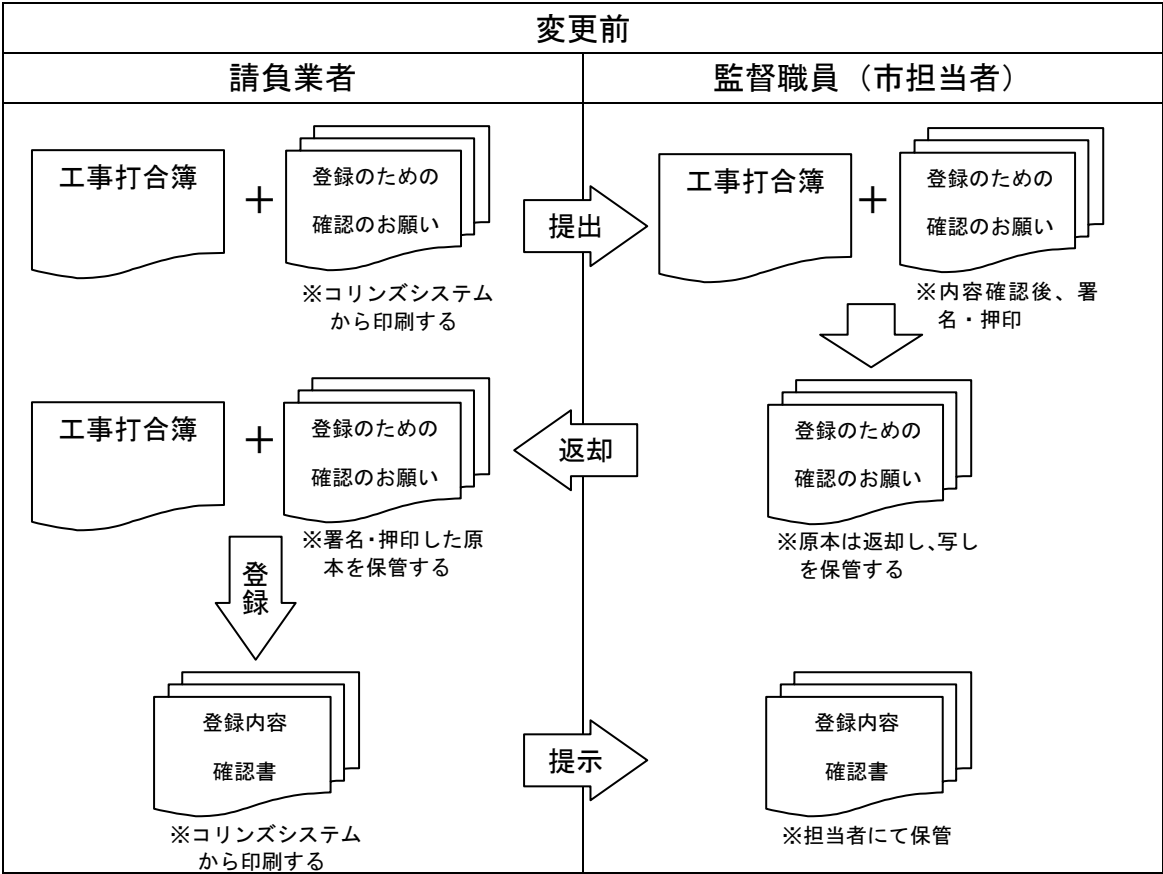
平成29年4月1日以降に契約、変更契約又は完了する工事にかかるコリンズ登録内容確認の事務処理については、下記のと通りの取り扱いとする。



【取り扱いの注意事項】

- ・登録データ入力時に、「メール送付の承諾」を有りとする。
- ・送信メールの見忘れを防ぐため、メール送信する場合は、必ず担当者へ電話等により連絡する。（内容の確認時、登録後や内容修正時ともに連絡を取り合うこと）
- ・メールを利用しない場合（例えば、直接持参する場合やFAXなど）でも同様な取り扱いができるものとする。
- ・工事打合簿での書類提出は不要となります。
- ・土木工事現場必携P83の表中、工事打合簿が必要である書類の中に「コリンズ登録の確認のお願い」が記載されているが、愛知県においても原則添付不要であるとのこと。

これまでのコリンズ登録内容確認の事務処理については、下記のとおり（建築工事を除く。）でした。



- 【変更したことによる事務効率の改善・メリット】
- ・ 請負業者としては、工事打合簿の作成が不要となり、書類の簡素化が図れ、書類を提出するためだけに、市へ行く必要が無くなる。
 - ・ 市としては、工事打合せ簿の提出がなくなったため、決裁処理が不要となる。